

福岡県公報

平成25年11月1日
第3544号

目次

告示(第1641号-第1669号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための
事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 7

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 8
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 8
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 10

公 告

- 第42回採石業務管理者試験の合格者の発表 (工業保安課) …………… 11

選挙管理委員会

- 平成25年5月19日執行の福岡県議会議員補欠選挙(築上郡・豊前市選挙区)における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (市町村支援課) …………… 11
- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 14
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 14
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 16
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 16
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 16

正 誤

- 豊前海区における共同漁業及び区画漁業の免許(平成25年10月1日福岡県公報第3535号公告) 中正誤 …………… 17

告 示

福岡県告示第1641号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成25年11月1日から同年11月15日までの間縦覧に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
柳川市大字南浜武362番地2 柳川市大字南浜武 柳川市大字南浜武460番地	荒巻 弘吉 松本 隆憲 椛島 豊喜	浜武	浜武漁業協同組合

福岡県告示第1642号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
うきは市吉井町鷹取字大坪1631番1、1631番3から1631番5まで、1639番2の一部及び1640番1の一部、字中ノ坪1645番1及び1645番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社 ヤマダ電機

代表取締役 一宮 忠男

福岡県告示第1643号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩井田原字沼306番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩井田原425番地の3
波多江 良太

福岡県告示第1644号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字東前牟田533番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市松崎556-5
磯部 弘司

福岡県告示第1645号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市門司区栄町2-9 株式会社福岡銀行 門司支店	平成25年10月21日

旧		福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市門司区本町1-5 株式会社福岡銀行 門司支店
---	--	---

福岡県告示第1646号

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
木村 昭一	行橋市行事1丁目13番36号
田口 保幸	行橋市行事5丁目14番30号
飯田 悟	行橋市大字長木814番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地1
榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地1
中村 勝正	行橋市大字長音寺89番地1
平塚 新吾	行橋市大字吉国508番地2
平井 克己	行橋市大字二塚64番地1
森上 格郎	行橋市大字延永626番地
森上日那生	行橋市大字延永786番地
穂本九一郎	行橋市大字徳永377番地1
楠 博義	行橋市大字長尾226番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地2
金澤 久夫	行橋市大字下崎1149番地
野田千万里	行橋市大字下崎1370番地

川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
宮崎 秀則	荻田町大字岡崎250番地1
小林 久	荻田町大字上片島1917番地
渡邊 裕	荻田町大字下片島939番地1
中川 幸美	みやこ町勝山黒田1667番地
林 吾六	みやこ町勝山黒田1038番地1
井上 博敏	みやこ町勝山黒田2449番地1

2 退任監事

氏名	住所
和田 数哉	行橋市大字下津熊1105番地
國吉 清	荻田町大字上片島1901番地
井上 明治	みやこ町勝山黒田2682番地1

3 就任理事

氏名	住所
木村 昭一	行橋市行事1丁目13番36号
福島 隆	行橋市行事5丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地1
榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地1
中村 勝正	行橋市大字長音寺89番地1
平塚 新吾	行橋市大字吉国508番地2
平井 克己	行橋市大字二塚64番地1
川本 重美	行橋市大字延永109番地
森上日那生	行橋市大字延永786番地
穂本九一郎	行橋市大字徳永377番地1
楠 博義	行橋市大字長尾226番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地2
金澤 久夫	行橋市大字下崎1149番地
野田千万里	行橋市大字下崎1370番地

川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
堀 俊美	苅田町大字岡崎271番地10
松本 克己	苅田町大字上片島1954番地
猪本 信生	苅田町大字下片島955番地
中川 幸美	みやこ町勝山黒田1667番地
林 吾六	みやこ町勝山黒田1038番地 1
井上 博敏	みやこ町勝山黒田2449番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
田口 保幸	行橋市行事 5丁目14番30号
小林 久	苅田町大字上片島1917番地
井上 明治	みやこ町勝山黒田2682番地 1

福岡県告示第1647号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPOこころ

(2) 代表者の氏名

成清 勝子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市阿恵1155番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子、高齢化社会の進行に伴う、要介護者の増加、家族による介護の限界に着眼し、介護問題を、個人や家族の枠を超えた地域、社会全体での問題として受け止め、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、心のこもった質の高いサービスを提供することにより、すべての人々が人間らしく、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1648号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 向野堅一顕彰会

(2) 代表者の氏名

大久保 智弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市殿町12番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経済、美術文化活動等に優れた足跡を残した国際的実業家である向野堅一、直方市の産業や政治に貢献した向野菊次郎、向野齊、向野丈夫をはじめ、向野家の史料に関する調査・研究および史料等による社会教育に関する事業を行い、市民の文化と教育の向上及び歴史的文化遺産を活用した地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1649号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市武蔵三丁目182番1、182番5から182番17まで及び183番3から183番12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道 株式会社
代表取締役 倉富 純男

福岡県告示第1650号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 伽藍
- 2 区域の所在地 朝倉市山見字堂園
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市山見字堂園	429番	1号から4号まで
〃	419番2	5号
〃	429番地先道路敷	6号

福岡県告示第1651号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 泉町（C）
- 2 区域の所在地 直方市大字山部
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
直方市大字山部	779番1地先道路敷	1号
〃	787番12地先道路敷	2号
〃	787番9	3号
〃	788番	4号
〃	779番2	5号
〃	779番1	6号及び7号

福岡県告示第1652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

岡垣町の一部

平成25年10月1日から
平成26年1月27日まで**福岡県告示第1653号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成25年9月24日から 平成26年1月21日まで

福岡県告示第1654号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区塩屋ほか	平成25年10月1日から 平成26年2月20日まで

福岡県告示第1655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市、直方市、田川市、行橋市、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、田川郡福智町、田川郡香春町、田川郡大任町	平成25年7月11日から 平成26年3月25日まで

福岡県告示第1656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ計測）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

飯塚市、直方市、宮若市、田川市、嘉麻市、糟屋郡久山町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡須恵町、糟屋郡宇美町、嘉穂郡桂川町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡糸田町、田川郡福智町、鞍手郡小竹町

平成25年7月11日から
平成26年3月25日まで

福岡県告示第1657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、古賀市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市の一部	平成25年10月10日から 平成25年12月1日まで

福岡県告示第1658号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

大野城市全域

平成25年10月8日から
平成26年3月31日まで

福岡県告示第1659号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小郡市全域	平成25年10月3日から 平成26年3月31日まで

福岡県告示第1660号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡北九州高速道路公社理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了期間
福岡市東区	平成25年8月31日

福岡県告示第1661号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 期 間
福岡市博多区博多駅前3丁目ほか	平成25年10月1日

福岡県告示第1662号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸667の117（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1663号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字岩屋443の6、468、443の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
443の6・443の7・468（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1664号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
行橋市大字長井字陣山371の4、372の4、402の3、410の2、443の3、444の4
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

福岡県告示第1665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	500号	前	朝倉市江川1660番2の9先から 朝倉市江川1668番3先まで	11.5 ～ 51.0	101.3
			後	朝倉市江川1660番2の9先から 朝倉市江川1668番3先まで	11.5 ～ 81.0	

福岡県告示第1666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	福 岡 日 田 線	前	朝倉市菩提寺588番1先から 朝倉市菩提寺540番1先まで	10.7 ～ 32.7	88.0
			後	朝倉市菩提寺588番1先から 朝倉市菩提寺540番1先まで	12.3 ～ 32.7	

福岡県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	宮 本 大 川 線	前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			前	大川市大字酒見938番2-2先から 大川市大字酒見851番1先まで	9.5 ～ 31.5	

			後	大川市大字酒見938番2 -2先から 大川字大字酒見851番1 先まで	5.5 ～ 23.0	207.0
			後	大川市大字酒見938番2 -2先から 大川市大字酒見851番1 先まで	9.5 ～ 31.5	179.0

福岡県告示第1668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス夜須店

(2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町松延508番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年6月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,702平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北東側	69

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北東側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	70.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北西側	12.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1669号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があつ

たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年10月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ニシコー春日プラザ

(2) 所在地 福岡県春日市大和町4丁目30番地

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
西部ガス興商株式会社 代表取締役 福田 陽介 福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号	西部ガス興商株式会社 代表取締役 前川 道隆 福岡県福岡市博多区千代一丁目17番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社青五 代表取締役 福永 兼一 広島県福山市王子町二丁目14番38号	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博文 広島県東広島市西条吉行東1-4-14

公 告

公告

第42回採石業務管理者試験（平成25年10月11日実施）の合格者を次のように発表する。

平成25年11月1日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	4	5	7	8	9
10	11	14	16	18	19
21	22	25	27	30	31
39					

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第116号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成25年5月19日執行の福岡県議会議員補欠選挙（築上郡・豊前市選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

- 1 選挙の種類 平成25年5月19日執行 福岡県議会議員補欠選挙（築上郡・豊前市選挙区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 8,178,500 円
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	中 村 勇 希	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	中 村 智 子
第 1 回 報 告 分	期 間	平成25年4月4日から平成25年6月3日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	平成25年6月3日

収 入	支 出		
主たる寄附	人 件 費		364,500 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家 屋 費		43,500 円
	(選挙事務所費		43,500 円)
	(集会会場費		0 円)
	通 信 費		10,000 円
	交 通 費		0 円
	印 刷 費		747,600 円
	広 告 費		645,750 円
	文 具 費		0 円
	食 糧 費		120,045 円
その他の寄附	休 泊 費		0 円
その他の収入	雑 費	2,000,000 円	26,786 円
今 回 計	今 回 計	2,000,000 円	1,958,181 円
前 回 計	前 回 計	0 円	0 円
総 計	総 計	2,000,000 円	1,958,181 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	698,040 円

No.2

候補者氏名	中 村 勇 希	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	中 村 智 子
第 2 回 報 告 分	期 間	平成25年6月4日から平成25年7月10日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	平成25年7月12日

収 入	支 出		
主たる寄附	人 件 費		0 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家 屋 費		0 円
	(選挙事務所費		0 円)
	(集会会場費		0 円)
	通 信 費		1,557 円
	交 通 費		0 円
	印 刷 費		0 円
	広 告 費		0 円
	文 具 費		0 円
	食 糧 費		0 円
その他の寄附	休 泊 費		0 円
その他の収入	雑 費		0 円
今 回 計	今 回 計	0 円	1,557 円
前 回 計	前 回 計	2,000,000 円	1,958,181 円
総 計	総 計	2,000,000 円	1,959,738 円

No.3

候補者氏名	西 元 健	所属党派	自 由 民 主 党	出納責任者氏名	西 元 弘 子
第 1 回 報 告 分	期 間	平成25年4月16日から平成25年6月3日まで		報 告 書 受 理 年 月 日	平成25年6月3日

収 入	支 出		
主たる寄附	人 件 費		570,000 円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家 屋 費		2,520 円
	(選挙事務所費		2,520 円)
	(集会会場費		0 円)
	通 信 費		0 円
	交 通 費		18,300 円
	印 刷 費		972,500 円
	広 告 費		787,050 円
	文 具 費		9,546 円
	食 糧 費		88,622 円
その他の寄附	休 泊 費	10,000 円	0 円
その他の収入	雑 費	6,000,000 円	253,455 円
今 回 計	今 回 計	6,010,000 円	2,701,993 円
前 回 計	前 回 計	0 円	0 円
総 計	総 計	6,010,000 円	2,701,993 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	886,400 円

No.4

候補者氏名	西 元 健	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	西 元 弘 子
第 2 回 報 告 分	期間	平成25年6月4日から平成25年7月5日まで		報告書受理年月日	平成25年7月5日

取 入		支 出	
主たる寄附		人 家	
(氏名・団体名)	(職業)	件 費	0 円
		屋 費	437,664 円
		(選挙事務所費	437,664 円)
		(集会会場費	0 円)
		通 信 費	47,288 円
		交 通 費	0 円
		印 刷 費	0 円
		広 告 費	0 円
		文 具 費	0 円
		食 糧 費	0 円
その他の寄附		休 泊 費	0 円
その他の収入		雑 費	18,900 円
今 回 計	0 円	今 回 計	503,852 円
前 回 計	6,010,000 円	前 回 計	2,701,993 円
総 計	6,010,000 円	総 計	3,205,845 円

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会告示第117号

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成25年7月1日～7月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県福岡市早良区第七支部	大森 一馬	明石 洋子	福岡市早良区原1-2-25	○	平成25年7月22日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
しまの勝後援会	杉原 瑛治	嶋野 明彦	田川郡福智町弁城2202-6	平成25年7月26日
村上すみたか後援会	村上 純孝	村上 靖子	京都郡菟田町新津3-10-11	平成25年7月17日
山野久生後援会	荒巻 正人	久保田 辰弘	糟屋郡久山町大字久原2127-2	平成25年7月18日

(3 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成25年7月1日～7月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

自由民主党福岡県第十選挙区支部	会計責任者	乙川 忠良	清中 英二	平成25年7月19日	平成25年7月29日
日本維新の会福岡県総支部	主たる事務所の所在地	福岡市東区馬出1-13-9 D 1ビル401号	古賀市川原989-2	平成25年7月25日	平成25年7月25日

(2団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
坂平すえお後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市小正298-23	飯塚市横田431-1	平成25年5月8日	平成25年7月2日
山幸会	会計責任者	乙川 忠良	清中 英二	平成25年7月19日	平成25年7月29日
下川としひで後援会	主たる事務所の所在地	中間市岩瀬1-4	中間市岩瀬2-3-18	平成25年6月28日	平成25年7月2日
		中間市岩瀬2-3-18	中間市岩瀬1-4	平成25年7月17日	平成25年7月26日
原としひこ後援会	代表者	原 千津子	原 俊彦	平成24年12月7日	平成25年7月1日
福岡県商工政治連盟大野城市支部	代表者	花田 稔之	今田 清治	平成25年5月25日	平成25年7月31日
	会計責任者	原田 康男	田崎 八朗		
福岡県商工政治連盟桂川町支部	代表者	芳中 敏治	中嶋 團次	平成25年6月1日	平成25年7月1日
	会計責任者	太田 勤	中嶋 政信		
福岡県商工政治連盟志賀支部	代表者	永利 一博	松田 元紀	平成25年6月1日	平成25年7月5日
福岡県筑後地区税理士政治連盟	会計責任者	梶原 加寿子	坂田 定喜	平成25年7月1日	平成25年7月3日
福岡県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	福岡市中央区天神4-1-17 博多天神ビル1F 株式会社ウ イング内	宗像市赤間4-1-1 芳村吉之 助方	平成25年7月16日	平成25年7月24日
ほし正彦後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町大字小牧2333-89	鞍手郡鞍手町大字新延2623-18	平成25年7月23日	平成25年7月23日
安永みつえ後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市漆生1371	嘉麻市平487-4	平成25年7月31日	平成25年7月31日
山本幸三後援会	会計責任者	乙川 忠良	清中 英二	平成25年7月19日	平成25年7月29日

(12団体)

(3) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

福岡県商工政治連盟糸田町支部	代表者	竹田 照美	河端 力三	平成25年6月1日	平成25年7月2日
	会計責任者	石橋 一治	夕田 敏功		

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年7月1日～7月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
東京一成会	平成25年5月10日	平成25年7月10日
中村明仁後援会	平成25年7月22日	平成25年7月22日
原としひこ後援会	平成24年12月10日	平成25年7月1日

測野伸雄後援会	平成25年7月22日	平成25年7月22日
安永みつえ後援会	平成25年7月31日	平成25年7月31日

(5 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成25年7月1日～7月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
富永 周行	福岡市議会議員	とみなが周行後援会	福岡市南区高宮2-4-6 オネステイ高宮204号	富永 周行	平成25年7月1日	平成25年7月1日
村上 純孝	荇田町長	村上すみたか後援会	京都郡荇田町新津3-10-11	村上 純孝	平成25年7月16日	平成25年7月17日

(2 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成25年7月1日～7月31日

平成25年11月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体届出事項の異動 の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
坂平 末雄	飯塚市議会議員	坂平すえお後援会	主たる事務所の所在地	福岡県飯塚市小正298-23	福岡県飯塚市横田431-1	平成25年5月8日	平成25年7月2日

(1団体)

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
25・10・1	3535	公告		13		○		表 中	苅田町漁業協同組合	苅田町漁協同組合